



2017年11月19日

各位

会社名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式（以下、本新株式）の発行（以下、本第三者割当）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 間	2017年12月5日から2017年12月8日 (上記にかかわらず、各割当予定先との間では、本日付で締結した買取契約において、2017年12月5日に払込を完了させることを合意しています。)
(2) 発 行 新 株 式 数	2,283,105,000株
(3) 発 行 価 格	1株につき262.8円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	599,999,994,000円
(5) 調 達 資 金 の 額 (差引手取概算額)	573,849,994,000円
(6) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当により、別紙1記載の割当予定先に割り当てます。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、2017年2月14日付「2016年度第3四半期及び2016年度業績の見通し並びに原子力事業における損失発生の概要と対応策について」にて公表のとおり、ウェスティングハウスエレクトリックカンパニー社(以下、WEC)が、米国原子力発電所建設プロジェクトに関連して行ったCB&I ストーン・アンド・ウェブスター社の買収に伴いのれんを計上したことを受けて、2016年度連結会計年度に原子力事業ののれんの減損テストを実施したところ、当社連結ベースで7,316億円の減損損失を計上いたしました。その後、2017年3月には、WEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社(以下、TNEH(UK)) (上記会社群を以下、申立対象会社)が、米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を開始したことを受けて、WECグループが連結対象から外れることになり、その結果、のれん減損等の悪化影響額を除外する一方で、WEC及びTNEH(UK)への投資勘定の全

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

額減損による悪化影響を計上することとなりました。また、米国原子力発電所建設プロジェクトにおいて当社が各電力会社に提供している親会社保証（以下、本件親会社保証）に関連する損失計上及び WEC グループへの当社債権に対する貸倒引当金の計上を行った結果、WEC グループに関連した損失（非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失）を 1 兆 2,428 億円計上いたしました。これら一連の事象を主因に、当社グループの 2016 年度連結会計年度の当社株主に帰属する当期純損失が 9,657 億円となるなど、当社の財務体質は急速に悪化し、2017 年 3 月 31 日時点で連結株主資本は△5,529 億円、連結純資産は△2,757 億円と債務超過の状態に陥り、当社連結財務諸表の注記には「継続企業的前提に関する注記」が記載される事態となりました。

その後、WEC の米国原子力発電所建設プロジェクトにおいて当社が各電力会社に提供している本件親会社保証の履行に関して、当社は、ジョージア電力他との間では、親会社保証の責任上限額を 3,680 百万米ドルとし、2021 年 1 月までの間で分割して支払う合意書を、サウスカロライナ電力・ガス社他との間では、親会社保証の責任上限額を 2,168 百万米ドルとし、2022 年 9 月までの間で分割して支払う契約を締結し、いずれについても当社が負担する責任の上限額を確定させるに至りました。しかしながら、本件親会社保証の責任上限額は米ドル建てで確定しており、支払が米ドル建てで行われることから、当社は多額の債務（合意された分割支払スケジュールに従えば、2017 年 12 月末時点において、本件親会社保証に係る債務額は、合計で 5,178 百万米ドルとなる予定です。）について大きな為替変動リスクに晒されている状態が続いています。さらに、当社は、上記の WEC による CB&I ストーン・アンド・ウェブスター社の買収に伴うのれん及び損失計上の問題が発生して以降、本日に至るまで、申立対象会社の再生手続に関連する対応を含めて、多大な社内リソースを割くことを余儀なくされており、現在においても、申立対象会社の主要な債権者等の立場から、国内外のアドバイザーとの日々の緊密な連携により、申立対象会社の再生手続に係る日々の進捗の把握・対応、数千件に及ぶ債権届出資料等の精査、再生手続に係る申立対象会社及び債権者委員会等を含む他の利害関係者との協議・協力・交渉、これらの関係者からの照会対応、申立対象会社及び米国外の事業会社群への役員・人員派遣などの対応を行っています。その一方で、申立対象会社の再生手続は当初の見込みより長期化しており、現時点において、具体的なスケジュールを見通すことが困難な状況に置かれております。当社の置かれた困難な状況を踏まえれば、申立対象会社の再生手続との関係を早期に決着し、当社の社内リソースを今後の事業運営に集中することは必須の対応であると考えております。これに対して、本件親会社保証の早期弁済資金を調達することができれば、本件親会社保証に係る債権者との関係を清算し、WEC に対する代位債権（求償権）を取得することが可能となります。当社は、当該代位債権その他 WEC を含む申立対象会社に関連して保有する株式及び貸付金等債権（2017 年 11 月 9 日付当社第 2 四半期報告書記載のとおり、これらの資産に関しては、当社は、本件親会社保証に関連する損失計上及び申立対象会社への当社債権に対する貸倒引当金の計上を行い、その結果、WEC における原子力事業に係る非継続事業からの税金等調整前当期純損失として 1,394,157 百万円を計上しているところ、当該損失のほとんどが税務申告上加算申告の対象となっており、その金額は WEC 関連株式約 6,400 億円、申立対象会社に対する貸付債権約 1,000 億円、WEC に対する本件親会社保証に係る代位債権約 6,600 億円からなる合計約 1 兆 4,000 億円となっております。）を第三者に譲渡することを企図しており、当該譲渡が実現した場合には、当社は、WEC を含む申立対象会社の再生手続に関連する対応に要する社内リソースを大幅に削減することが可能となります。上記のとおり、長期間に亘り、WEC 関連の対応に多大なリソースを割かれており、WEC 関連の対応の早期終結に繋がる本件親会社保証の早期弁済及び取得する代位債権その他の申立対象会社に関連する資産の第三者への売却は、当社にとって極めて合理性の高い施策であると考えております。また、本件親会社保証の早期弁済を実現すれば、同保証債務の支払が米ドル建てで行われることに起因する為替変動リスクから

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

も解放され、当社の事業を取り巻く不確実性の除去という観点からも高い合理性が認められます。さらに、上記のとおり税務申告上加算申告の対象となっている損失を計上している申立対象会社に関連して保有する株式及び債権の全部又は一部の第三者への譲渡が 2018 年 3 月末までに完了した場合には、2017 年 10 月 23 日付「当社 2017 年度連結業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表した当社メモリ事業の価値確定に伴う約△3,400 億円の税額影響を軽減することが可能となり（譲渡につき各国規制当局の規制対象とならない債権に関しては、税務申告上加算申告となっている金額として、代位債権につき約 6,600 億円、申立対象会社に対する貸付債権につき約 1,000 億円を計上しており、これらの債権につき第三者への譲渡が 2018 年 3 月末までに完了すれば、少なくとも約 2,400 億円（当該代位債権及び貸付債権の合計額に当社の実効税率 30.9%を乗じた金額）が 2018 年 3 月末の連結株主資本の増加に寄与することが見込まれます。）、強固な株主資本の構築が、今後の当社の事業運営にとって極めて重要な点に鑑みれば、かかる観点からも、本件親会社保証の早期弁済の必要性は高いと考え、本第三者割当による早期弁済資金の調達が必要不可欠であるとの判断に至りました。

なお、当社が複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約には財務制限条項が定められているところ、WEC 関連で生じた損失に起因して当社が債務超過に陥ったこと及び格付機関による当社信用格付の引下げが行われたことにより、当該財務制限条項に抵触している状態に陥ることとなりました。借入先金融機関の間では、2017 年 12 月 25 日までの期限の利益喪失要求の一時的留保について合意を得ていますが、2017 年 12 月 26 日以降においては、期限の利益喪失要求の一時的留保が得られる保証はありません。これらの借入れについて期限の利益を喪失した場合、社債その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があるため、資本調達等による財務体質の回復・強化が急務となっております。また、2017 年 3 月期に係る連結貸借対照表において債務超過となったため、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）及び株式会社名古屋証券取引所において市場第二部に指定替えされており、その後 1 年以内に債務超過の状態を解消できなかった場合には当社株式は上場廃止となります。そのため、株主の皆様への利益保護の観点からも、2018 年 3 月末までの連結貸借対照表における債務超過状態の解消が重要な課題となっております。

かかる事態を受けて、当社は、当社グループの財務体質強化のための資本対策の一環として、メモリ事業（SSD 事業を含み、イメージセンサ事業を除きます。）を、2017 年 4 月 1 日付で、会社分割により東芝メモリ株式会社（以下、東芝メモリ）に承継して分社化し、東芝メモリについて、マジョリティ譲渡を含む外部資本導入の検討を進めてまいりました。その結果、2017 年 9 月 28 日付「東芝メモリ株式会社の株式譲渡契約締結に関するお知らせ」にて公表のとおり、Bain Capital Private Equity, LP を軸とする企業コンソーシアムにより組成される株式会社 Pangea（以下、Pangea）との間で、東芝メモリの全株式を譲渡価格 2 兆円にて譲渡する旨の株式譲渡契約を締結するに至りました（但し、譲渡価格は当該株式譲渡契約に定める算定方式に従い両社が合意する想定純負債額、想定運転資本額、想定累計設備投資額を前提とした金額であり、想定額と実績額との間の差異については、株式譲渡実行後に譲渡価格を調整することとされています。）。当社は、必要な手続を経て、2018 年 3 月末までの株式譲渡完了を目指しておりますが、2017 年 10 月 23 日付「当社 2017 年度連結業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表のとおり、Pangea への譲渡価格が 2 兆円で合意されたことにより、東芝メモリへのメモリ事業の分割を含む一連の取引に係る想定課税所得と年間税額影響が算出可能となった結果、約△3,400 億円の税額影響の発生が見込まれるものの、株式譲渡が予定通りに完了した場合には、2017 年度で約 10,800 億円（税引前）の改善影響が見込まれます。このように、株主資本は、税額影響を加味してもなお約 7,400 億円の増加が見込めるため、2018 年 3 月時点で債務超過状態を解消できる見込みとなりました。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

上記のとおり、喫緊の課題である 2018 年 3 月末時点での債務超過状態の解消は達成される見込みとなったことから、当社は、東芝メモリ売却完了後は、当社グループの財務体質及び事業リスク等を勘案して、適切な株主還元施策の実施を検討してまいります。もっとも、東芝メモリが営むメモリ事業は、近年の当社グループの連結営業利益の大部分を占める主力分野であることから、東芝メモリ売却の結果、来期以降の当社グループの連結営業利益は大幅に減少する見込みであり、また、今後、メモリ事業以外の分野により従前の利益水準まで回復する保証はない状況等を踏まえると、早期の資本調達を通じた強固な株主資本の構築は、東芝メモリ売却後の当社の中長期に亘る安定的な株主還元及び事業運営を実現するためには必須であり、本第三者割当による資金調達は、かかる観点からも合理性のある施策であると考えております。なお、東芝メモリの株式譲渡の実行には、必要な競争法当局の承認の取得、管轄権を有する国家機関（仲裁廷その他国家機関に準ずる機関を含みます。）が当該株式譲渡の完了を禁止していないこと等の前提条件が付されており、これらの各前提条件が充足又は放棄されない限り、東芝メモリの株式譲渡は実行されません。これらの前提条件の充足時期により、東芝メモリの株式譲渡が、2018 年 3 月 31 日までに完了しない場合、同日時点で当社グループの債務超過状態が解消されない限り、当社株式は上場廃止となり、株主の皆様にご迷惑をお掛けすることとなりますが、本第三者割当による資金調達を実施することにより、かかる事態が生じる可能性を可及的に排除できるものと考えております。

本第三者割当による資金調達の実施により、喫緊の課題であった債務超過状態の解消及び当社株式の上場廃止の可能性を可及的に排除し、当社グループは、改めて、新生東芝として、「社会インフラ」を核に「エネルギー」、「電子デバイス」、「デジタルソリューション」の 4 つの事業領域に注力し、各事業領域における収益基盤の強化及び安定的な成長並びに毀損した財務基盤の回復を目指してまいります。

本第三者割当により調達する資金の具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、上記 2. 「(1) 資金調達の主な目的」記載の当社の置かれた状況を踏まえて、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。その結果、主に以下に記載の理由により、第三者割当による本新株式の発行が、現時点での最良の選択肢であると判断いたしました。

①本資金調達（第三者割当による本新株式の発行）を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際しては、当社の置かれた状況を踏まえて、既存の株主の皆様の利益を保護すべく必要十分かつ確実な資本基盤強化を実現するため、調達金額の確実性が高く、資金調達の機動性が認められる手法が最善であるとの考えに基づき、最適な資金調達方法を検討してまいりました。一般的なその他の資本増強のための資金調達手法についても検討いたしましたが、以下の理由から、いずれも今回の資金調達においては適切ではないと判断いたしました。

1) 公募増資による普通株式の発行

当社は、WEC による CB&I ストーン・アンド・ウェブスター社の買収に伴い生じた損失に係る工事損失引当金の認識時期等について、独立監査人と見解の相違があり、2016 年度第 3 四半期の四半期連結財務諸表について結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書、2016 年度有価証券報告書について除外事項を付した限定付適正意見のついた監査報告書並びに 2017 年度第 1 四半期報告書及び第 2 四半期報告書について除外事項を付した限定付結論のついた四半期レビュー報告書を受領しております。また、財務報告に係る内部統制に関しても、当社の 2016 年度財務報告に係る内部統制報告書に対して不適正意見とする内部統制監査報告書を受領しております。さらに、当社連結財務

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」が記載されており、証券会社の引受けにより行われる通常の公募増資の実施は困難であります。

2) 国内第三者割当による普通株式の発行

国内における第三者割増資の方法では、当社が必要とする約 6,000 億円の資金調達に応じるだけの投資家の確保は容易ではないと考えられます。さらに、国内における当社普通株式の発行には、有価証券届出書の提出等の金融商品取引法上の手続を履行する必要がありますが、現在、当社は債務超過にあり、日々臨時報告書の提出事由が生じる可能性があるところ、これにより有価証券届出書の訂正やそれに伴う届出の効力発生までの待機期間の延長が必要となる事態が突発的に生じるリスクを常に抱えることとなります。そのため、法令上の重要事実該当する情報を常に保有する可能性がある当社の現状を踏まえれば、かかる法令上要求される手続を適切に遵守しつつ、機動的に資金調達を実現できるか否かについては、大きな不確実性を伴うものと言わざるを得ず、資金調達の実現可能性及び安定的かつ確実な資金調達のいずれの観点からも、当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

3) 優先株式の発行

優先株式の商品性として高い配当負担や将来の償還原資の確保が必要となることが予想されるなかで、東芝メモリ売却の結果、来期以降の当社グループの連結営業利益は大幅に減少する見込みであることを踏まえると、発行後の当社の事業運営の自由度を制約する可能性もあり、当社の置かれた状況を踏まえれば、現時点における適切な選択肢ではないとの判断に至りました。

4) ライツオフアリング・株主割当

ライツオフアリングは、一般的に行われているノンコミットメント型については、東京証券取引所の規則により債務超過でないことが利用の前提条件とされていることから、現時点では利用ができません。また、株主割当については、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

なお、本件親会社保証の早期弁済原資の調達という点のみを考えれば、金融機関からの追加借入という手法も考えるものの、上記 2. 「(1) 資金調達の主な目的」記載のとおり、当社は既に複数の金融機関との間の借入れに係る契約において財務制限条項に抵触している状態であり、合計 5,178 百万米ドルもの多額の追加借入は容易ではないこと及び東芝メモリ売却後の安定的な事業運営実現に向けた財務体質の回復・強化が急務であることに鑑みれば、借入れではなく、本第三者割当により資本調達を行った上で、当該調達資金をもって本件親会社保証の早期弁済原資とするのが最も合理的な手法であると判断いたしました。

②本資金調達（第三者割当による本新株式の発行）の特徴

本件の資金調達は、2018 年 3 月末までに確実に約 6,000 億円の資本及び資金調達が実現可能である点に特徴があります。なお、上記のとおり、当社が、通常の公募増資が実施困難な状況にあることからすれば、第三者割当の方法によったとしても、多額の資本調達に応じる投資家の確保は通常は困難ですが、本件では高い投資判断能力とリスク許容力を有する多数の海外機関投資家を割当予定先とすることで、約 6,000 億円もの多額の資本及び資金調達の実現を可能にしております。また、本第三者割当に係る取締役会決議日（2017 年 11 月 19 日）の直前取引日である 2017 年 11 月 17 日（以下、直前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値からのディスカウント率を、プレースメント・エージェントであるゴールドマン・サックス証券株式会社の海外関連会社が、割当予定先以外の投資家を含む多数の

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

海外機関投資家を潜在的投資者として需要の見込み調査等を実施し、かかる複数の海外機関投資家との個別交渉の結果を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として、10.00%と決定しており、このような公募増資におけるブックビルディングに類似した公正性の高いプロセスを経て適切なディスカウント率の決定を行った点にも本件の特徴があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
599,999,994,000	26,150,000,000	573,849,994,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(億円)	支出予定時期
本件親会社保証の早期弁済資金	5,738	2018年1月～2018年3月
合計	5,738	

(注) 1. 本件親会社保証は米ドル建ての債務（合意された分割支払スケジュールに従えば、2017年12月末時点において、5,178百万米ドルとなる予定です。）であり、調達資金は米ドルへ変換した上で早期弁済資金として充当する予定であるため、為替レートによって不足が出る場合には当社の自己資金で補う予定です。また、今後の為替レートによっては余剰が出る可能性があります。余剰については借入金の返済資金の一部に充当する予定です。

2. 調達資金につきましては、支出までの期間は銀行預金等にて適切に管理する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2.「(1) 資金調達の主な目的」記載のとおり、当社は、2016年12月以降、相当程度長期間に亘り、申立対象会社の再生手続に関連する対応を含めて、多大な社内リソースを割くことを余儀なくされている一方で、申立対象会社の再生手続は当初の見込みより長期化しており、現時点において、具体的なスケジュールを見通すことが困難な状況に置かれております。当社の置かれた困難な状況を踏まえれば、申立対象会社の再生手続との関係を早期に決着し、東芝メモリ売却後の新たな事業運営に当社の社内リソースを集中することは必須の対応であると考えております。本第三者割当を通じた資金調達により、本件親会社保証の早期弁済資金を調達することができれば、本件親会社保証に係る債権者との関係を清算し、WECに対する本件親会社保証に係る代位債権（求償権）を取得することが可能となります。加えて、当社は、WECを含む申立対象会社に関連するその他の資産として、上記2.「(1) 資金調達の主な目的」記載のとおり、米国関係会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社及びTNEH(UK)株式、並びに申立対象会社に対する貸付金等の債権を保有しております。当社は、本件親会社保証の早期弁済を行うこと、加えてこれにより取得する代位債権（求償権）、その他のWECを含む申立対象会社に関連するその他の資産を第三者に売却することを企図しておりますが、これが実現した場

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

合には、当社は、WEC を含む申立対象会社の債権者等の立場からも離脱することになり、WEC を含む申立対象会社の再生手続に関連する対応に要する社内リソースを大幅に削減することが可能となります。上記のとおり、長期間に亘り、WEC 関連の対応に多大なリソースを割かれており、WEC 関連の対応の早期終結に繋がる本件親会社保証の早期弁済及び取得する代位債権その他の申立対象会社に関連する資産の第三者への売却は、当社にとって極めて合理性の高い施策であると考えております。また、当社は、本件親会社保証の支払が米ドル建てで行われることに起因して大きな為替変動リスクに晒されているところ、本件親会社保証の早期弁済を実現すれば、かかる為替変動リスクからも解放され、当社の事業を取り巻く不確実性の除去という観点からも高い合理性が認められます。さらに、上記 2. 「(1) 資金調達の主な目的」記載のとおり税務申告上加算申告の対象となっている損失を計上している申立対象会社に関連して保有する株式及び債権の全部又は一部の第三者への譲渡が 2018 年 3 月末までに完了した場合には、メモリ事業の価値確定に伴う約△3,400 億円の税額影響を軽減することが可能となり、強固な株主資本の構築が、東芝メモリ売却後の当社の事業運営にとって極めて重要である点に鑑みれば、かかる観点からも、追加的な資本増強をもたらす本第三者割当の資金使途には合理性が認められるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株式の払込金額 (262.8 円) は、本第三者割当に係る取締役会決議日 (2017 年 11 月 19 日) の直前取引日である 2017 年 11 月 17 日 (直前取引日) の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 90.00% に相当する金額であり、当該払込金額は、直前取引日までの 1 か月の終値の単純平均値 (318.7 円) に対し 17.54% のディスカウント、直前取引日までの 3 か月の終値の単純平均値 (316.7 円) に対し 17.02% のディスカウント、直前取引日までの 6 か月の終値の単純平均値 (295.4 円) に対し 11.04% のディスカウントとなっております。

直前取引日における終値からのディスカウント率 (10.00%) については、ゴールドマン・サックス証券株式会社の海外関連会社が、割当予定先以外の投資家を含む多数の海外機関投資家を潜在的投資家として需要の見込み調査等を実施し、かかる複数の海外機関投資家との個別交渉の結果を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として決定しており、合理性が認められる水準と考えております。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠するものです。

以上より、当社は、本新株式の払込金額は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えております。なお、当社監査委員会は、2017 年 11 月 19 日付で、当社取締役会に対し、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行数 (2,283,105,000 株) は、現在の発行済株式総数の約 54% に相当し、相当程度の希薄化が生じることが見込まれます。他方で、上記 2. 「募集の目的及び理由」記載のとおり、当社にとって本第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三者割当の規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして必要十分な規模に設定されています。また、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さ

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

らに上記5.「(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。加えて、本第三者割当は、第三者割当増資の形態はとるものの、一般的な第三者割当増資のように特定少数の第三者を割当先とするわけではないため、本件実行後も、特定の株主が支配権を握り、当社の経営に影響力を行使するという事態が生じることは想定されず、株主の皆様の地位を不安定にすることもありません。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要は、別紙2記載のとおりです。

なお、当社は、各割当予定先との間で本日付で締結した買取契約において、各割当予定先から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、各割当予定先について、反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社J Pリサーチ&コンサルティング、Kroll International Inc., Japan Branch 及び Nardello & Co. GK にそれぞれ調査を依頼し、各社から調査報告書を受領いたしました。当該各調査報告書において、各割当予定先が反社会的勢力である、又は各割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は各割当予定先が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記2.「(1) 資金調達の主な目的」記載のとおり、当社の置かれた複雑かつ困難な状況を踏まえ、ゴールドマン・サックス証券株式会社の海外関連会社が、国内外の上場企業に対する多数の投資実績を有し、高い投資判断能力とリスク許容力を有すると見込まれる投資家として選定した複数の海外機関投資家に対して、本第三者割当への参加の可否、需要の見込みの程度をヒアリング等した結果、当社の置かれた経営環境・今後の事業方針、本第三者割当に係るリスク等を十分に理解した上で、かつ、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件で合意することができた先として、別紙2記載の各投資家を割当予定先とすることに決定いたしました。

(注) 本第三者割当は、日本証券業協会会員であるゴールドマン・サックス証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式について、当社と各割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると聞いております。

当社は、全ての割当予定先から、各割当予定先が本新株式に係る割当日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

当社は、各割当予定先との間で本日付で締結した買取契約において、各割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、各割当予定先から、保有する資産の残高を証明する資料を受領しており、各割当予定先に割り当てられる本新株式の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

(5) その他

当社は、各割当予定先との間で本日付で締結した買取契約において、下記の内容について合意しております。

<ロックアップ>

当社は、本日から、2017年12月5日から起算して90日目の日に終了する期間中、買取契約に定める一定の場合（当社株主総会決議による承認を経て株式を発行する場合を含む。）を除き、割当予定先の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等を行わない。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (2017年9月30日現在)	
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株)※2	8.83%
GOLDMAN, SACHS& CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株)※2	7.95%
BARCLAYS CAPITAL INC A/CCLIENT SAFE CUSTODY (常任代理人 バークレイズ証券株)※2	5.81%
J P MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部)※2	5.27%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株三菱東京UFJ銀行)※2	3.46%
第一生命保険株	2.72%
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)※2	2.63%
日本生命保険(相)	2.60%
東芝持株会	2.54%
CHASE MANHATTAN BANK GTSCLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株みずほ銀行決済営業部)※2	1.80%
計	43.60%

(注) 1. 本新株式について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。

※2. 主として海外の機関投資家の保有株式の保管業務を行うとともに当該機関投資家の株式名義人となっておりません。

3. 2017年4月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、シンガポール法人エフィッシモ キャピタル マネージメント プライベート エルティエディーが、2017年3月31日現在、417,185千株(9.84%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては2017年9月30日時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

4. 2017年5月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株みずほ銀行及びその共同保有者2社が、2017年5月15日現在、以下のとおり各社共同で174,351千株(4.11%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては2017年9月30日時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

会社名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
株みずほ銀行	56,343	1.33
みずほ証券株	9,430	0.22

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

アセットマネジメントOne(株)	108,577	2.56
合 計	174,351	4.11

5. 2017年8月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ブラックロック・ジャパン(株)及び共同保有者6社が、2017年7月31日現在、以下のとおり各社共同で163,607千株(3.86%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては2017年9月30日時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

会 社 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン(株)	9,817	0.23
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	5,079	0.12
ブラックロック・ライフ・リミテッド	7,462	0.18
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイランド・リミテッド	15,926	0.38
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	58,741	1.39
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ	60,152	1.42
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	6,428	0.15
合 計	163,607	3.86

6. 2017年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、米国法人キング・ストリート・キャピタル・マネージメント・エルピーが、2017年7月31日現在、246,000千株(5.81%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては2017年9月30日時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。
7. 2017年10月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、米国法人キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーが、2017年9月29日現在、220,124千株(5.20%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社としては2017年9月30日時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の財務体質の回復・強化及び手元資金の拡充に寄与するものですが、具体的な当社の業績に与える影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式の発行数(2,283,105,000株)は、現在の発行済株式総数の約54%に相当し、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社監査委員である佐藤良二氏、野田晃子氏及び古田佑紀氏（全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）を選定し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、2017年11月19日付で、大要、以下のとおりの意見を頂きました。

(1) 意見

本第三者割当には、必要性及び相当性が認められるものとする。

(2) 資本調達必要性

当社は、WECによるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の買収に伴うのれん及び損失計上の問題が発生して以降、財務体質が急速に悪化し、2017年3月31日時点で債務超過の状態に陥っている。また、本件親会社保証について大きな為替変動リスクに晒されている状態が続いているほか、継続的に多大な社内リソースをWEC関連の対応に割くことを余儀なくされている。さらに、2017年3月31日時点で債務超過となったことにより、2018年3月末までに債務超過の状態を解消できなかった場合には当社株式は上場廃止となる。東芝メモリの譲渡についても、その実行の前提条件が充足又は放棄されない限り、実行されない状況にある。かかる当社の置かれた状況に対して、本件親会社保証の早期弁済資金を調達することができれば、本件親会社保証に係る債権者との関係を清算し、また、WECに対して取得する代位債権（求償権）等を第三者譲渡することにより、WEC関連の対応に要する社内リソースを大幅に削減することが可能となり、本件親会社保証に起因する為替変動リスクからも解放される。さらに、代位債権（求償権）等の第三者譲渡が2018年3月末までに完了した場合には、プラスの税額影響が見込まれる結果、2018年3月末時点で債務超過となる可能性を可及的に排除できるものと考えられる。

以上の事情を踏まえれば、当社には本件親会社保証の早期弁済資金を資本性の資金により調達する必要性が認められる。

(3) 他の手段との比較における本第三者割当のスキームの相当性

上記(2)記載の当社の置かれた状況、資金調達の必要性を踏まえれば、公募増資による普通株式の発行、国内第三者割当による普通株式の発行、優先株式の発行、ライツオファリング・株主割当、追加借入といった一般的なその他の資金調達手法は、実現可能性、調達金額の確実性等の観点から当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと考えられる。他方、本第三者割当は、高い投資判断能力とリスク許容力を有する多数の海外機関投資家を割当予定先とすることにより、通常のコモディティ増資が困難な当社において、約6,000億円の資本及び資金調達を実現可能とするスキームといえる。当社の資金ニーズに合った多額の資金調達を、資本性の調達手段により、短期間のうちに高い確実性をもって実現できるという点において、本第三者割当は、現時点での最良の選択肢であると判断できる。

(4) 本第三者割当の発行条件の合理性

本新株式の払込金額（262.8円）は、本第三者割当に係る取締役会決議日（2017年11月19日）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の90.00%に相当する金額であるが、当該ディスカウント率（10.00%）については、割当予定先以外の投資家を含む多数の海外機関投資家を

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

潜在的投資者として需要の見込み調査等を実施し、かかる複数の海外機関投資家との個別交渉の結果を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として決定しており、合理性が認められる水準といえる。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠するものといえる。

以上を踏まえれば、本第三者割当の発行条件には合理性が認められ、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できると考える。

(5) 本第三者割当の相当性

本第三者割当では大規模な資金調達が予定されており、それに伴い生じる希薄化も大規模となることが想定される。しかしながら、上記の通り、当社に資本及び資金を調達する必要性が認められるところ、本第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資本及び資金調達の必要性に照らして必要十分な規模に設定されていること、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、発行条件について十分な合理性が認められること、通常の（例えば、支配株主との提携を伴うような）大規模な第三者割当と異なり、多数の投資家を対象として行うものであるため、特定の株主が当社の支配権を握るといった事態は生じず、既存株主の地位が不安定になるという不利益は生じないことを踏まえれば、希薄化が既存株主に与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には相当性が認められると考えられる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	第176期(2015年3月)	第177期(2016年3月)	第178期(2017年3月)
連結売上高	5,699,055百万円	5,154,838百万円	4,870,773百万円
連結営業利益	166,207百万円	△483,010百万円	270,788百万円
当社株主に帰属する当期純利益	△37,825百万円	△460,013百万円	△965,663百万円
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	△8.93円	△108.64円	△228.08円
1株当たり配当金	4円	0円	0円
1株当たり株主資本	256.01円	77.67円	△130.60円

(注) 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づいて作成されています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2017年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,237,602,026株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	第176期 (2015年3月)	第177期 (2016年3月)	第178期 (2017年3月)
始 値	437.0円	504.9円	217.6円
高 値	548.5円	517.2円	475.2円
安 値	376.0円	155.0円	178.0円
終 値	504.2円	219.0円	241.4円

② 最近6か月間の状況

	2017年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	244.0円	268.9円	249.0円	302.0円	307.0円	330.0円
高 値	344.0円	295.7円	326.0円	338.0円	347.0円	332.0円
安 値	242.1円	220.9円	244.0円	295.0円	298.0円	276.0円
終 値	271.8円	246.0円	306.0円	315.0円	329.0円	292.0円

(注) 11月の株価については、2017年11月17日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2017年11月17日
始 値	291.0円
高 値	295.0円
安 値	285.0円
終 値	292.0円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. その他

当社は野村證券株式会社を、当社から独立した財務アドバイザーとして起用しております。

なお、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社からも助言を得ております。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

(別紙1) 割当予定先及び割当予定株式数

割当予定先	割当予定株式数
3D オポチュニティー・マスター・ファンド	47,176,000 株
3D インベストメント・バリュー・マスター・ファンド	5,398,000 株
エスシーエイチエフ (エム) ピーヴィー・エルピー	2,142,000 株
エスシーエイチエフ・シーアイエフ、エルピー／シーアイエフ 2017-A シリーズ	4,284,000 株
アンカレッジ・キャピタル・マスター・オフショア・リミテッド	32,000,000 株
エアールシーエム・マスター・ファンドⅡリミテッド	33,725,000 株
エアールシーエム・マスター・ファンドⅢリミテッド	52,725,000 株
エアールシーエム・ディストレスト・エナジー・オポチュニティー・マスター・ファンド・リミテッド	8,550,000 株
キャニオン・バランスト・マスター・ファンド・リミテッド	17,314,000 株
ザ・キャニオン・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・エルピー	44,727,000 株
イーピー・キャニオン・リミテッド	1,415,000 株
キャニオン・バリュー・リアライゼーション・エムエーシー18 リミテッド	544,000 株
センターブリッジ・スペシャル・クレジット・パートナーズⅢエアールアイヴィⅣ (ケイマン) エルピー	6,150,000 株
シーシーピー・クレジット・エスワイエル (ケイマン) エルピー	25,450,000 株
プロモントリア・ホールディング 194 ビーヴィ	53,500,000 株
コルトレーン・マスター・ファンド・エルピー	21,250,000 株
バーリントン・ローン・マネジメント・ディーエイシー	21,250,000 株
ECM マスター・ファンド	320,000,000 株
エリオット・インターナショナル・エルピー	127,000,000 株
チヌーク・ホールディングス・リミテッド	136,500,000 株
ファインポイント・キャピタル・パートナーズⅠ エスアーエールエル	32,147,000 株
ファインポイント・キャピタル・パートナーズⅡ エスアーエールエル	31,853,000 株
ドロブリッジ・スペシャル・オポチュニティーズ・ファンド・リミテッド	3,925,000 株
エフシーシーディー・ディーエーシー	17,325,000 株
グリーンライト・キャピタル・オフショア・パートナーズ	16,520,000 株
グリーンライト・キャピタル・オフショア・マスター (ゴールド) リミテッド	6,990,000 株

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

グリーンライト・リインシュアランス・リミテッド	8,490,000 株
GSA・QMS マスター・ファンド・リミテッド	21,250,000 株
ハンター・パットン・リミテッド	170,000,000 株
エイチビーケー・マスター・ファンド・エルピー	13,500,000 株
ヒルクレスト・エルピー	29,828,000 株
ハイフィールズ・キャピタルⅢエルピー	55,172,000 株
クオンタム・パートナーズ・エルピー ※	32,298,000 株
カイゼンⅠリミテッド	53,771,000 株
カイゼンⅡリミテッド	18,931,000 株
サンリーフ・アーキ・リミテッド	95,000,000 株
インテグレートッド・コア・ストラテジーズ(アジア)ピーティーイー ー・リミティッド	11,000,000 株
モナーク・デット・リカバリー・マスター・ファンド・リミテッド	13,579,000 株
モナーク・キャピタル・マスター・パートナーズⅢエルピー	13,030,000 株
モナーク・キャピタル・マスター・パートナーズⅣエルピー	6,647,000 株
エムシーピー・ホールディングス・マスター・エルピー	9,244,000 株
ミリアド・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッド	21,250,000 株
オアシス・インベストメントⅡ・マスター・ファンド・リミテッド	39,000,000 株
ピーエージー・アジア・アルファ・エルピー	3,392,000 株
パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド・ エルピー	49,608,000 株
アマゾン・マーケット・ニュートラル・ファンド	5,411,000 株
タスマン・マーケット・ニュートラル・ファンド	7,081,000 株
アトランティック・アブソリュート・リターン・ファンド	22,212,000 株
ザンベジ・アブソリュート・リターン・ファンド	29,296,000 株
ザ・セガンティ・アジア・パシフィック・エクイティ・マルチ・ス トラテジー・ファンド	268,000,000 株
コンパス・オフショア・エスエイヴィⅡピーシーシー・リミテッド	32,000,000 株
センリガン・マスター・ファンド	26,700,000 株
センリガン・ジャパン・マスター・ファンド	3,300,000 株
クオンタム・パートナーズ・エルピー ※	21,250,000 株
サード・ポイント・オフショア・マスター・ファンド・エルピー	25,692,000 株
サード・ポイント・ウルトラ・マスター・ファンド・エルピー	18,567,000 株
サード・ポイント・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド	8,741,000 株
ティーティー・インターナショナル・ファンド・リミテッド	6,300,000 株
ティーティー・イベント・ドリブン・ファンド・セグリゲイテッド・ ポートフォリオ	2,700,000 株
ユービーエス・アセット・マネジメント(香港)リミテッド	71,005,000 株

※ 割当予定先の名称は同一ですが、実質的受益者が異なります。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

(別紙2) 割当予定先の概要

(注) 非公開の会社・ファンド等である割当予定先に関する一部の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。

名称	3D オポチュニティー・マスター・ファンド	
所在地	c/o Maples Corporate Services Limited PO Box 309 Ugland House Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された有限責任特例会社	
組成目的	民間投資ファンド	
組成日	2015年12月2日	
出資の総額	344,965,719米ドル (2017年11月16日現在)	
出資者・出資比率・出資者の概要	全額が民間投資ファンドによる出資です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	3D インベストメント・バリュースター・マスター・ファンド	
所在地	c/o Maples Corporate Services Limited PO Box 309 Ugland House Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された有限責任特例会社	
組成目的	民間投資ファンド	
組成日	2017年3月10日	
出資の総額	37,326,616.10米ドル（2017年11月16日現在）	
出資者・出資比率・出資者の概要	全額が民間投資ファンドによる出資です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エスシーエイチエフ (エム) ピーヴィー・エルピー	
所在地	c/o Corporation Service Company, 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808 United States of America	
設立根拠等	デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	民間投資ファンド	
組成日	2010年3月25日	
出資の総額	5,000,000米ドル (2017年11月16日現在)	
出資者・出資比率・出資者の概要	全額が民間投資ファンドによる出資です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	エスシーエイチエフ (ジーピーイー) エルエルシー
	所在地	2800 Sand Hill Road, Suite 101, Menlo Park, California 94025, United States
	代表者の役職・氏名	業務執行社員 Irwin Gross
	事業内容	エスシーエイチエフ (エム) ピーヴィー・エルピーの業務執行組合員
	資本金	守秘義務等の観点から開示を控えさせていただきます。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エスシーエイチエフ・シーアイエフ、エルピー／シーアイエフ 2017-A シリーズ	
所在地	c/o Corporation Service Company, 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808 United States of America	
設立根拠等	デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	民間投資ファンド	
組成日	2014年12月22日	
出資の総額	10,000,000米ドル (2017年11月16日現在)	
出資者・出資比率・出資者の概要	出資者はすべて米国人適格投資家です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	エスシーエイチエフ (ジーピーイー) エルエルシー
	所在地	2800 Sand Hill Road, Suite 101, Menlo Park, California 94025, United States
	代表者の役職・氏名	業務執行社員 Irwin Gross
	事業内容	エスシーエイチエフ・シーアイエフ、エルピー／シーアイエフ 2017-A シリーズの業務執行組合員
	資本金	守秘義務等の観点から開示を控えさせていただきます。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	アンカレッジ・キャピタル・マスター・オフショア・リミテッド	
所在地	c/o Anchorage Capital Group, L.L.C., 610 Broadway, 6th Floor New York, NY 10012	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	民間投資ファンド	
組成日	2003年9月17日	
出資の総額	2017年9月30日現在、14十億米ドル以上	
出資者・出資比率・出資者の概要	アンカレッジが運用する2つのファンドがアンカレッジ・キャピタル・マスター・オフショア・リミテッドの株式を完全保有しております。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エーアールシーエム・マスター・ファンドⅡリミテッド	
所在地	c/o Asia Research & Capital Management Ltd., 21/F, Shanghai Commercial Bank Tower, 12 Queens Road Central, Hong Kong	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	ヘッジ・ファンド	
組成日	2013年12月2日	
出資の総額	2017年10月31日現在の運用資産は、903,497,225米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファミリー・オフィス：35% ソブリン・ウェルス・ファンド：21% ファンド・オブ・ファンズ：18% ファウンダー：7% 年金基金：10% その他：9% その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エーアールシーエム・マスター・ファンドⅢリミテッド	
所在地	c/o Asia Research & Capital Management Ltd., 21/F, Shanghai Commercial Bank Tower, 12 Queens Road Central, Hong Kong	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	ヘッジ・ファンド	
組成日	2016年7月5日	
出資の総額	2017年10月31日現在の運用資産は、1,351,060,253米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファミリー・オフィス：16% ソブリン・ウェルス・ファンド：24% ファンド・オブ・ファンズ：21% ファウンダー：6% 年金基金：10% 企業：12% その他：11% その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エーアールシーエム・ディストレスト・エナジー・オポチュニティ・マスター・ファンド・リミテッド	
所在地	c/o Asia Research & Capital Management Ltd., 21/F, Shanghai Commercial Bank Tower, 12 Queens Road Central, Hong Kong	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	ヘッジ・ファンド	
組成日	2015年2月13日	
出資の総額	2017年10月31日現在の運用資産は、407,209,913米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファンド・オブ・ファンズ：25% 年金基金：20% ファミリー・オフィス：18% ファウンダー：4% 基金：23% 財団：10% その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	キャニオン・バランスト・マスター・ファンド・リミテッド	
所在地	P0 Box 309 Ugland House Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島の会社	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2004年2月12日	
出資の総額	2.701十億米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ザ・キャニオン・バリュー・リアライゼーション・マスター・ファンド・エルピー	
所在地	PO Box 309 Ugland House Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島のリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2009年11月10日	
出資の総額	6.942十億米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	ザ・キャニオン・バリュー・リアライゼーション・ジェネラル・パートナー・カンパニー・エルエルシー
	所在地	PO Box 309 Ugland House Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	Canyon Capital Advisors、合名会社の業務執行社員
	事業内容	同ファンドの業務執行組合員として行為しております。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	イーピー・キャニオン・リミテッド	
所在地	P0 Box 71 Road Town, Tortola, VG 1110 British Virgin Islands	
設立根拠等	英領バージン諸島の特定目的会社	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2007年5月18日	
出資の総額	225百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	キャニオン・バリュー・リアライゼーション・エムエーシー18 リミテッド	
所在地	89 Nexus Way, Camana Bay P. O. Box 31106 Grand Cayman, KY-1205 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島の会社	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2001年6月20日	
出資の総額	130百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	センターブリッジ・スペシャル・クレジット・パートナーズⅢエーアイヴィⅣ (ケイマン) エルピー	
所在地	c/o 375 Park Avenue, 11th Floor New York, NY 10152	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	プライベート投資ファンドのためのオルタナティブ投資ビークル	
組成日	2016年3月14日	
出資の総額	本事業体のリミテッド・パートナーシップ持分は、センターブリッジ・スペシャル・クレジット・パートナーズⅢエルピー（「本ファンド」）又は本ファンドのオルタナティブ投資ビークルが、直接的又は間接的に所有しています。米国証券取引委員会（「SEC」）に登録し、その規制の対象であるセンターブリッジ・パートナーズ・エルピーの関連会社によって、本ファンドは運用されています。センターブリッジ・パートナーズ・エルピーによるSECへの登録届出（フォームADV）は公開されており、これには本ファンドに関する情報（総資産価額を含む。）が含まれていて、センターブリッジ・スペシャル・クレジット・パートナーズⅢエルピーの総資産価額は2016年12月31日時点で\$1,254,597,368です。	
出資者・出資比率・出資者の概要	本事業体には、政府系ファンドおよび公的年金基金という2名の主要投資家があります。政府系ファンドおよび公的年金基金の合計持分は24.4%です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	センターブリッジ・スペシャル・クレジット・パートナーズ・ジェネラル・パートナーⅢエルピー
	所在地	375 Park Avenue, 11th Floor New York, NY 10152
	代表者の役職・氏名	スザンヌ・クラーク、ジェネラル・カウンセラー
	事業内容	プライベート投資ファンドの業務執行組合員
	資本金	\$1,254,597,368（2016年12月31日時点）
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	シーシーピー・クレジット・エスワイエル (ケイマン) エルピー	
所在地	c/o 375 Park Avenue, 11th Floor New York, NY 10152	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	プライベート投資ファンドのための特別目的会社	
組成日	2015年7月16日	
出資の総額	本事業体のリミテッド・パートナーシップ持分は、センターブリッジ・クレジット・パートナーズ・エルピー (「本ファンド」) 又は本ファンドのオルタナティブ投資ビークルが、直接的又は間接的に所有しています。米国証券取引委員会 (「SEC」) に登録し、その規制の対象であるセンターブリッジ・パートナーズ・エルピーの関連会社によって、本ファンドは運用されています。センターブリッジ・パートナーズ・エルピーによるSECへの登録届出 (フォームADV) は公開されており、これには本ファンドに関する情報 (総資産価額を含む。) が含まれていて、センターブリッジ・クレジット・パートナーズ・エルピーの総資産価額は2016年12月31日時点で\$2,769,948,092です。	
出資者・出資比率・出資者の概要	以下の2つのファンドが、割当予定先の主要投資家です。 センターブリッジ・クレジット・パートナーズ・エルピー (単体のオンショア・ファンドとして使用するため、2007年8月15日に米国デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ) センターブリッジ・クレジット・パートナーズ・マスター・エルピー (非課税ファンドおよび外国市場フィーダー・ファンドのためのマスター・ファンド事業体として使用するため、2007年8月23日にケイマン諸島法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ) その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	センターブリッジ・クレジット・オフショア・ジーピー・インベスターズ・エルエルシー
	所在地	c/o 375 Park Avenue, 11th Floor New York, NY 10152
	代表者の役職・氏名	スザンヌ・クラーク、ジェネラル・カウンセラー
	事業内容	プライベート投資ファンドの業務執行組合員
	資本金	\$2,769,948,092 (2016年12月31日時点)
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	プロモントリア・ホールディング 194 ビーヴィ	
所在地	Oude Utrechtseweg 32, 3743 KN Baarn, The Netherlands	
設立根拠等	オランダ法に準拠しております。ベスローテン・フェンノートシャップ（ビーヴィ）一有限責任会社	
組成目的	投資ビークル	
組成日	2016年8月17日	
出資の総額	100.00ユーロ	
出資者・出資比率・出資者の概要	<p>割当予定先に対する直接投資家及びその出資比率は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> - サーベラス・インターナショナルⅡマスター・ファンド・エルピー：15.16% - サーベラス・インスティテューショナル・パートナーズⅥエルピー：57.82% - サーベラス・パートナーズⅡエルピー：5.28% - サーベラス・エムジー・ファンド・エルピー：0.42% - サーベラス・エーエヌ・マスター・ファンド・エルピー：21.32% <p>上記事業体はすべて、サーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピーおよび関連会社が管理している投資ファンドです。</p> <p>当該投資への間接的な投資を行っている複数のサーベラス・ファンドに投資することにより、公的年金基金は、間接的に割当予定先への投資の約21.14%を受動的に所有することになります。他に、当該投資の10%以上を所有する投資家は存在しておりません。</p>	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	株式会社サーベラスジャパン
	所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビルディング3階
	代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター Shin Yoshikawa
	事業内容	助言業務に従事しているサーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピーの関連会社です。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	コルトレーン・マスター・ファンド・エルピー	
所在地	94 Solaris Avenue Camana Bay, Grand Cayman Cayman Islands, KY1-1108	
設立根拠等	ケイマン諸島の特例リミテッド・パートナーシップ	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2012年5月31日	
出資の総額	985百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	コルトレーン・ドメスティック・ファンド・エルピー53% コルトレーン・オフショア・ファンド・リミテッド43% その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	コルトレーン・ジーピー・エルエルシー
	所在地	250 W 55th Street, 16C New York, NY 10019
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	コルトレーン・マスター・ファンド・エルピーの業務執行組合員
	資本金	運用資産 28 百万米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	バーリングトン・ローン・マネジメント・ディーエイシー	
所在地	The Anchorage, 17-19 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2	
設立根拠等	アイルランド法に基づき設立されたデジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー	
組成目的	金融資産への投資のため	
組成日	2009年4月24日	
出資の総額	2016年12月31日現在、約6.9十億ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	<p>デイビッドソン・ケンプナー・キャピタル・マネジメント・エルピー（米国証券取引委員会に登録されている投資助言会社ですが、ファンドの設立関係書類にしたがい詳細については秘密事項です。）が運用および/又は助言を行う民間投資ファンド</p> <p>その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。</p>	
業務執行組合員の概要	名称	デイビッドソン・ケンプナー・キャピタル・マネジメント・エルピー（投資運用会社）
	所在地	520 Madison Avenue, 30th Floor, New York, NY 10022
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	特定の民間投資ファンドおよびバーリングトン・ローン・マネジメント・ディーエイシーの米国証券取引委員会に登録されている投資助言会社
	資本金	当該情報は、投資運用会社の設立関係書類に含まれる秘密保持義務にしたがい秘密事項となります。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ECM マスター・ファンド			
所在地	P. O. Box 1586, 3rd Floor, Royal Bank House, 24 Shedden Road, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands KY1-1110			
設立根拠等	ケイマン法に基づくユニットトラスト			
組成目的	ファンド運用のため			
組成日	2011年12月30日			
出資の総額	守秘義務等の観点から開示を控えさせていただきます。			
出資者・出資比率・出資者の概要	2017年9月末日時点において、ECMマスター・ファンドに対する出資割合が10%以上である投資家は、ECMフィーダー・ファンド1（84.5%）です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。			
業務執行組合員の概要	名称	エフィッシモ・キャピタル・マネジメント・ピティニーイー・リミテッド		
	所在地	260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855		
	代表者の役職・氏名	高坂 卓志		
	事業内容	投資顧問業（なお、定款の目的上、エフィッシモ・キャピタル・マネジメント・ピティニーイー・リミテッドの従事する事業に特段の制限はありません。）		
	資本金	1,330,000,000円		
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。		
	所在地	該当事項はありません。		
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。		
	事業内容	該当事項はありません。		
	資本金	該当事項はありません。		
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。		
	当社と業務執行組合員との間の関係	資本関係	2017年11月10日時点において、株式会社東芝の普通株式を1,000株（発行済株式総数の0.00%）保有しております。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。	

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エリオット・インターナショナル・エルピー	
所在地	c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	投資	
組成日	1994年11月25日	
出資の総額	割当予定先の単独のリミテッド・パートナーであるエリオット・インターナショナル・リミテッドの資産総額は、2016年12月31日現在38,120,830,196米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	割当予定先の単独のリミテッド・パートナーは、エリオット・インターナショナル・リミテッドであり、単独の業務執行組員はハンプルドン・インクです。エリオット・インターナショナル・リミテッドに対して総資本の10%以上を保有する単独の実質株主はおりません。	
業務執行組員の概要	名称	ハンプルドン・インク
	所在地	c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	ヴァイス・プレジデント Elliot Greenberg
	事業内容	投資
	資本金	200米ドル（発行済株式資本）
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	チヌーク・ホールディングス・リミテッド	
所在地	登録住所： Chinook Holdings Ltd. c/o Maples Corporate Services Limited PO Box 309 Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands 郵送先住所： Chinook Holdings Ltd. c/o Farallon Capital Management, L. L. C. One Maritime Plaza, Suite 2100 San Francisco, CA 94111 USA 気付：Trading	
設立根拠等	ケイマン諸島において会社法に基づき設立された特例会社	
組成目的	投資ビークル	
組成日	2017年10月31日	
出資の総額	0.01米ドル（2017年11月17日現在）	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが保有するファンド等が100%保有しています。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ファインポイント・キャピタル・パートナーズ I エスアーエールエル	
所在地	24 rue Beaumont, 2eme etage L-1219 Luxembourg Grand Duchy of Luxembourg	
設立根拠等	ルクセンブルグ法	
組成目的	投資ビークル	
組成日	2014年7月29日	
出資の総額	割当予定先は、唯一の株主から600百万ドルを上限として借入を行うことができます。この唯一の株主は、約1.2十億ドルの運用資産を有しております。	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファインポイント・キャピタル・パートナーズ I エルビーが、割当予定先の100%所有株主です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ファインポイント・キャピタル・パートナーズⅡエスアーエールエル	
所在地	24 rue Beaumont, 2eme etage L-1219 Luxembourg Grand Duchy of Luxembourg	
設立根拠等	ルクセンブルグ	
組成目的	投資ビークル	
組成日	2014年7月29日	
出資の総額	割当予定先は、唯一の株主から600百万ドルを上限として借入を行うことができます。この唯一の株主は、約1.2十億ドルの運用資産を有しております。	
出資者・出資比率・出資者の概要	ファインポイント・キャピタル・パートナーズⅡエルビーが、割当予定先の100%所有株主です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ドローブリッジ・スペシャル・オポチュニティーズ・ファンド・リミテッド	
所在地	PO Box 309, Ugland House South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands KY1-1206	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された投資持株会社	
組成目的	顧客のための投資運用	
組成日	2002年6月13日	
出資の総額	1十億ドル超	
出資者・出資比率・出資者の概要	ドローブリッジ・スペシャル・オポチュニティーズ・インターミディエイト・ファンド・エルピー（100%） 上記は、ドローブリッジ・スペシャル・オポチュニティーズ・オフショア・ファンド・リミテッド（主に機関投資家による所有ですが、いずれも10%以上ではありません。）により所有され、ドローブリッジ・スペシャル・オポチュニティーズ・オフショア・ジーピー・エルエルシーにより運用されています。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エフシーシーディー・ディーエーシー	
所在地	1st Floor Cape House, Western Office Park, Snugborough Road Blanchardstown, Dublin Ireland 15	
設立根拠等	アイルランド法に基づき設立された投資持株会社	
組成目的	顧客のための投資運用	
組成日	2005年8月3日	
出資の総額	20億ドル超	
出資者・出資比率・出資者の概要	ドイツ・インターナショナル・ファイナンス（アイルランド）リミテッド（30%）（ドイツ・バンク・アーゲーの子会社） ドローブリッジ・スペシャル・オポチュニティーズ・ファンド・エルピー（70%） その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	グリーンライト・キャピタル・オフショア・パートナーズ	
所在地	c/o Intertrust Ritter House Wickhams Cay II Road Town, Tortola British Virgin Islands	
設立根拠等	英領バージン諸島法に基づき設立	
組成目的	投資	
組成日	2008年12月3日	
出資の総額	2017年10月31日現在の運用資産は2,504,000,000米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	<p>グリーンライト・キャピタル・オフショア・リミテッド 設立根拠等：英領バージン諸島法に基づき設立 組成目的：投資 組成日：1996年9月30日 所在地：c/o Intertrust Ritter House Wickhams Cay II Road Town, Tortola British Virgin Islands 出資比率：2017年10月31日現在、75%</p> <p>グリーンライト・キャピタル・オフショア・クオリファイド・リミテッド 設立根拠等：英領バージン諸島 組成目的：投資 組成日：2008年11月12日 所在地：c/o Intertrust Ritter House Wickhams Cay II Road Town, Tortola British Virgin Islands 出資比率：2017年10月31日現在、21%</p>	
業務執行組合員の概要	名称	グリーンライト・キャピタル・オフショア・エルエルシー
	所在地	c/o Greenlight Capital, Inc. 140 East 45th Street, 24th Floor New York, New York 10017
	代表者の役職・氏名	David Einhorn、シニア・マネージャー
	事業内容	業務執行組合員として行為しております。
	資本金	2017年10月31日現在の資産は、100,000,000米

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

		ドルです。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	グリーンライト・キャピタル・オフショア・マスター（ゴールド）リミテッド	
所在地	c/o Intertrust Ritter House Wickhams Cay II Road Town, Tortola British Virgin Islands	
設立根拠等	英領バージン諸島法に基づき設立	
組成目的	投資	
組成日	2010年3月3日	
出資の総額	2017年10月31日現在の運用資産は1,057,000,000米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	グリーンライト・キャピタル・オフショア（ゴールド）リミテッド 設立根拠等：英領バージン諸島法に基づき設立 組成目的：投資 組成日：2010年3月2日 所在地：c/o Intertrust Ritter House Wickhams Cay II Road Town, Tortola British Virgin Islands 出資比率：2017年10月31日現在、82%	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	グリーンライト・リインシュアランス・リミテッド	
所在地	65 Market Street, Suite 1207 Jasmine Court, Camana Bay PO Box 31110, Grand Cayman KY1-1205	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	再保険	
組成日	2004年7月13日	
出資の総額	2017年10月31日現在の運用資産は1,291,000,000米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	グリーンライト・キャピタル・リ・リミテッド 設立根拠等：ケイマン諸島法に基づき設立 組成目的：再保険 組成日：2004年7月13日 所在地：65 Market Street, Suite 1207 Jasmine Court, Camana Bay PO Box 31110, Grand Cayman KY1-1205 出資比率：2017年10月31日現在、98%	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	GSA・QMS マスター・ファンド・リミテッド	
所在地	Ugland House, PO Box 309, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島会社法 CAP. 22	
組成目的	無制限、ただし、投資会社の事業を行うことを含みますが、これに限られません。	
組成日	2011年2月21日	
出資の総額	同ファンドは純資産価値 3.8 十億米ドルを有しております。	
出資者・出資比率・出資者の概要	(1)フィーダー・ファンドである GSA・QMS ファンド・リミテッド、65.18%; (2)フィーダー・ファンドである GSA・QMS ファンド・ロブソン・リミテッド、15.20%; (3)マスター・ファンドである GSA インターナショナル・マスターファンド・リミテッド、12.20%	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ハンター・パットン・リミテッド	
所在地	PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman Cayman Islands, KY1-1104	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された有限会社	
組成目的	有価証券に投資するため	
組成日	2017年11月14日	
出資の総額	最大400百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	割当予定先は、ハーバード大学の学長およびフェローにより100%所有されております。 非営利学校法人であるため、ハーバード大学は投資家も株主もおりません。同大学は、学生、教員、スタッフおよび地域コミュニティの利益のために運営されております。	
業務執行組合員の概要	名称	ハーバード・マネジメント・カンパニー
	所在地	600 Atlantic Avenue Boston, MA 02210 USA
	代表者の役職・氏名	最高法令遵守責任者 Kathryn Murtagh
	事業内容	大学
	資本金	37十億米ドル超
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エイチビーケー・マスター・ファンド・エルピー	
所在地	c/o HBK Services LLC 2101 Cedar Springs Rd., Suite 700 Dallas, Texas 75201	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく特例リミテッド・パートナーシップ	
組成目的	投資	
組成日	1999年9月29日	
出資の総額	2017年11月1日現在の出資の総額は、七十億米ドル超です。	
出資者・出資比率・出資者の概要	エイチビーケー・マルチ・ストラテジー・オフショア・ファンド・リミテッド及びエイチビーケー・マルチ・ストラテジー・ファンド・エルピーは、エイチビーケー・マスター・ファンド・エルピーの議決権付持分または経済的持分の10%超を所有している唯一の事業体です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	エイチビーケー・キャピタル・リミテッド
	所在地	c/o HBK Services LLC 2101 Cedar Springs Rd., Suite 700 Dallas, Texas 75201
	代表者の役職・氏名	取締役兼署名権者、David C. Haley
	事業内容	エイチビーケーの各種ファンドの業務執行組合員
	資本金	10,000米ドル未満
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ヒルクレスト・エルピー	
所在地	c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square Hutchins Drive P.O. Box 2681 Grand Cayman KY1-1111 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島のリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	有価証券の投資、保有および処分、ならびに業務執行組合員が必要または望ましいとみなす当該活動に付随するあらゆる活動に従事することを目的として設立	
組成日	2010年8月5日	
出資の総額	2016年12月31日現在の運用資産は35,100,000米ドル（投資のために運用資産を増額させることも可）です。	
出資者・出資比率・出資者の概要	<p>以下の投資家が同ファンドの持分10%以上を保有しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ハイフィールドズ・キャピタルⅢエルピー - リミテッド・パートナー2社（ハイフィールドズ・キャピタルⅣエルピーおよびハイフィールドズ・キャピタル・リミテッド）が10%以上を保有しております。 - ハイフィールドズ・キャピタルⅡエルピー - リミテッド・パートナー1名（ジョナサンS. ジェイコブスン）が10%以上を保有しております。 <p>その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。</p>	
業務執行組合員の概要	名称	ハイフィールドズ・アソシエイツⅡエルエルシー
	所在地	200 Clarendon Street, 59th Floor Boston, MA 02116 United States
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	有価証券およびその他の金融商品に対する投資のあらゆる段階に関与すること（包括的な投資助言サービスを直接的または間接的に提供することならびに投資事業組合およびその他類似の事業体の業務執行組合員として行為することを含みますが、これらに限定されません。）または上記と一致するその他の投資事業および投資活動に従事することを目的として設立

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ハイフィールド・キャピタルⅢエルピー	
所在地	c/o State Street (Cayman) Trust Limited Suite 3307, Gardenia Court 45 Market Street Caymana Bay, Grand Cayman Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島のリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	有価証券の投資、保有および処分、ならびに業務執行組合員が必要または望ましいとみなす当該活動に付随するあらゆる活動に従事することを目的として設立	
組成日	2005年12月20日	
出資の総額	2016年12月31日現在の運用資産は10,714,000,000米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	以下の投資家が同ファンドの持分10%以上を保有しております。 <ul style="list-style-type: none"> - ハイフィールド・キャピタルⅣエルピー - ハイフィールド・キャピタル・リミテッド その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	ハイフィールド・アソシエーツ・エルエルシー
	所在地	200 Clarendon Street, 59th Floor Boston, MA 02116 United States
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	有価証券およびその他の金融商品に対する投資のあらゆる段階に関与すること（包括的な投資助言サービスを直接的または間接的に提供することならびに投資事業組合およびその他類似の事業体の業務執行組合員として行為することを含みますが、これらに限定されません。）または上記と一致するその他の投資事業および投資活動に従事することを目的として設立
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	クオンタム・パートナーズ・エルピー ※	
所在地	c/o Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された有限責任パートナーシップ	
組成目的	グローバル・マクロ投資	
組成日	2010年6月30日	
出資の総額	5十億米ドル超	
出資者・出資比率・出資者の概要	クオンタム・エマージング・グロース・パートナーズ・シーヴィー 出資比率：100%、出資者の概要：投資持株会社	
業務執行組合員の概要	名称	キューピージーピー・エルエルシー
	所在地	Corporation Trust Company Corporation Center 1209 Orange Street Wilmington, DE 19801
	代表者の役職・氏名	代理人、Thomas L. O'Grady
	事業内容	プライベート投資ファンドの業務執行組合員を務めております。
	資本金	クオンタム・パートナーズ・エルピーの純資産価額の0.2%
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	カイゼン I リミテッド	
所在地	Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された特例有限責任会社	
組成目的	グローバル・マクロ投資	
組成日	2017年11月15日	
出資の総額	204.8百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	キー・スクエア・マスター・ファンド・エルピーの完全所有子会社 出資比率：100% その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	キー・スクエア・マスター・ファンド・エルピー のキー・スクエア・ファンド・ジェネラル・パートナー I エルピー
	所在地	650 Madison Avenue, 18th Floor, New York, NY 10022
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	グローバル・マクロ・ファンドの業務執行組合員
	資本金	3百万米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	カイゼンⅡリミテッド	
所在地	Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された特例有限責任会社	
組成目的	グローバル・マクロ投資	
組成日	2017年11月15日	
出資の総額	72百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	キー・スクエア・マスター・ファンドⅡエルピーの完全所有子会社 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	キー・スクエア・マスター・ファンドⅡエルピー のキー・スクエア・ファンド・ジェネラル・パートナーⅡエルピー
	所在地	650 Madison Avenue, 18th Floor, New York, NY 10022
	代表者の役職・氏名	署名権者、Michael Germino
	事業内容	グローバル・マクロ・ファンドの業務執行組合員
	資本金	0.3百万米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	サンリーフ・アーキ・リミテッド	
所在地	Commerce House, Wickhams Cay 1, P.O. Box 3140, Road Town, Tortola, British Virgin Islands VG1110	
設立根拠等	英領ヴァージン諸島の事業会社	
組成目的	投資ビークル	
組成日	2016年11月16日	
出資の総額	50,000米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	キング・ストリート・キャピタル・エルピーおよびキング・ストリート・キャピタル・マスター・ファンド・リミテッドが、それぞれサンリーフ・アーキ・リミテッドの50%持分を所有しております。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	インテグレートッド・コア・ストラトジーズ(アジア)ピーティーイー・リミテッド	
所在地	UOB Plaza, 80 Raffles Place, Singapore 048624	
設立根拠等	シンガポール会社法	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2007年4月30日	
出資の総額	発行済株式資本: 25,300,001シンガポール・ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	<p>インテグレートッド・コア・ストラトジーズ(アジア)ピーティーイー・リミテッドの100%をインテグレートッド・ホールディング・グループ・エルピーが有しております。</p> <p>インテグレートッド・ホールディング・グループ・エルピーの99.99%をミレニアム・パートナーズ・エルピーが有しております。</p> <p>その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。</p>	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	モナーク・デット・リカバリー・マスター・ファンド・リミテッド (以下、MDRF)	
所在地	Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づいて設立	
組成目的	ディストレスト債およびその他のスペシャル・シチュエーションズに焦点を当てた、デット、株式およびその他の有価証券/資産への投資	
組成日	2002年4月23日	
出資の総額	2017年9月30日現在の運用資産は1,986,764,999米ドルです。 運用資産は未収成功報酬の総額であり、未出資のコミットメントは含まれますが、条件付きのコミットメントは含まれません。	
出資者・出資比率・出資者の概要	MDRFには、ファンドの10%以上の持分を所有する投資家が1名おり、この投資家は米国の大手公的年金基金です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	モナーク・キャピタル・マスター・パートナーズⅢエルピー（以下、MCP3）	
所在地	Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づいて設立	
組成目的	ディストレスト債およびその他のスペシャル・シチュエーションズに焦点を当てた、デット、株式およびその他の有価証券/資産への投資	
組成日	2013年11月12日	
出資の総額	2017年9月30日現在の運用資産は954,753,621米ドルです。 運用資産は未収成功報酬の総額であり、未出資のコミットメントは含まれますが、条件付きのコミットメントは含まれません。	
出資者・出資比率・出資者の概要	MCP3には、ファンドの10%以上の持分を所有する投資家が1名おり、この投資家は米国の企業年金基金です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	モナーク・オルタナティブ・キャピタル・ジーピーⅢエルエルシー（以下、GP）
	所在地	c/o Corporation Service Company 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, DE 19808
	代表者の役職・氏名	氏名：Michael Weinstock 役職：最高経営責任者
	事業内容	GPは、MDP3の業務執行組合員を務めるために組成され、他に重要な業務はありません。
	資本金	100米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	モナーク・キャピタル・マスター・パートナーズIVエルピー（以下、MCP4）	
所在地	Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づいて設立	
組成目的	ディストレスト債およびその他のスペシャル・シチュエーションズに焦点を当てた、デット、株式およびその他の有価証券/資産への投資	
組成日	2016年8月19日	
出資の総額	2017年9月30日現在の運用資産は493,657,194米ドルです。 運用資産は未収成功報酬の総額であり、未出資のコミットメント（2017年10月16日現在の投資家からのコミットメントを含む。）は含まれますが、条件付きのコミットメントは含まれません。	
出資者・出資比率・出資者の概要	MCP4には、ファンドの10%以上の持分を所有する投資家が1名おり、この投資家はアジアの大手政府系ファンドです。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	モナーク・オルタナティブ・キャピタル・ジーピーIVエルエルシー（以下、GP）
	所在地	c/o Corporation Service Company 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, DE 19808
	代表者の役職・氏名	氏名：Michael Weinstock 役職：最高経営責任者
	事業内容	GPは、MCP4の業務執行組合員を務めるために組成され、他に重要な業務はありません。
	資本金	100米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	エムシーピー・ホールディングス・マスター・エルピー (以下、MCPH)	
所在地	Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づいて設立	
組成目的	ディストレスト債およびその他のスペシャル・シチュエーションズに焦点を当てた、デット、株式およびその他の有価証券/資産への投資	
組成日	2009年11月12日	
出資の総額	2017年9月30日現在の運用資産は678,406,770米ドルです。 運用資産は未収成功報酬の総額であり、未出資のコミットメントは含まれますが、条件付きのコミットメントは含まれません。	
出資者・出資比率・出資者の概要	MCPHには、ファンドの10%以上の持分を所有する投資家が1名おり、この投資家は欧州の大手年金基金です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	モナーク・ホールディングス・ジーピー・エルエルシー (以下、GP)
	所在地	c/o Corporation Service Company 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle County, DE 19808
	代表者の役職・氏名	氏名: Michael Weinstock 役職: 最高経営責任者
	事業内容	GPは、MDPHの業務執行組合員を務めるために組成され、他に重要な業務はありません。
	資本金	100米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ミリアド・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッド	
所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン法に基づく会社	
組成目的	株式、社債およびデリバティブへの投資を目的とした証券の保有	
組成日	2011年8月2日	
出資の総額	4,905,313,332米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	ミリアド・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドのためのファイダー・ファンドである、ミリアド・オポチュニティーズ・オブショア・ファンド・リミテッド - 64.27% ミリアド・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドのためのファイダー・ファンドである、ミリアド・オポチュニティーズ US ファンド・リミテッド - 35.73%	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	オアシス・インベストメンツⅡ・マスター・ファンド・リミテッド	
所在地	Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく有限責任会社として設立されました。	
組成目的	投資利益を上げるため	
組成日	2011年3月1日	
出資の総額	約920百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	機関投資家（金融機関、基金およびファミリー・オフィスを含みます。）ならびに富裕層の個人投資家であり、各投資家の出資比率は、出資総額の1%から50%未満です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド（割当予定先の投資運用会社として）
	所在地	Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	ジェネラル・カウンセル兼最高業務執行責任者、Phillip Meyer
	事業内容	投資運用業
	資本金	50,000米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ピーエー・アジア・アルファ・エルピー（その業務執行組合員であるピーエー・アジア・アルファ・ジーピー・リミテッドを通じて行為しております。）	
所在地	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	アジア太平洋地域において、正味市場エクスポージャーを低減させつつ、優れたリスク調整後収益を提供するため	
組成日	2015年4月22日	
出資の総額	運用資産は、約174百万米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	主要投資家は、財団および機関投資家で構成されております。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	ピーエー・アジア・アルファ・ジーピー・リミテッド
	所在地	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	ピーエー・アジア・アルファ・エルピーの業務執行組合員として行為しております。
	資本金	1米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド・エルピー (その業務執行組合員であるパシフィック・アライアンス・グループ・アセット・マネジメント・リミテッドを通じて行為しております。)	
所在地	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立	
組成目的	大中華圏およびその他のアジア諸国において投資するため	
組成日	2006年5月18日	
出資の総額	運用資産は、約2,345百万米ドルです。	
出資者・出資比率・出資者の概要	主要投資家は、投資ファンド、年金基金、基金ファンドおよびソブリン・ウェルス・ファンドで構成されております。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	パシフィック・アライアンス・グループ・アセット・マネジメント・リミテッド
	所在地	PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド・エルピーの業務執行組合員として行為しております。
	資本金	100米ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	アマゾン・マーケット・ニュートラル・ファンド	
所在地	c/o Mourant Ozannes Corporate Services (Cayman) Limited, 94 Solaris Avenue, Camana Bay, P. O. Box 1348, Grand Cayman KY1- 1108, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく有限会社として設立されました。	
組成目的	集団投資スキーム	
組成日	2005年6月17日	
出資の総額	～130百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	オーストラリア及びオフショアにおけるホールセール投資家及び機関投資家です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	投資運用会社は、Regal Funds Management Asia Pte Ltd が務めています。
	所在地	C/O Regal Funds Management Asia Pte Ltd, 80 Raffles Place, UOB Plaza 2, Singapore 048624
	代表者の役職・氏名	Greg Laughlin
	事業内容	投資運用会社
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	タスマン・マーケット・ニュートラル・ファンド	
所在地	C/O Regal Funds Management Pty Ltd, Level 47, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	
設立根拠等	オーストラリア法に基づくユニット・トラストとして設立されました。	
組成目的	集団投資スキーム	
組成日	2007年4月3日	
出資の総額	～220百万豪ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	オーストラリア及びオフショアにおけるホールセール投資家及び機関投資家です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	投資運用会社は、Regal Funds Management Pty Ltdが務めています。
	所在地	C/O Regal Funds Management Pty Ltd, Level 47, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia
	代表者の役職・氏名	Phil King
	事業内容	投資運用会社
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	アトランティック・アブソリュート・リターン・ファンド	
所在地	C/O Regal Funds Management Pty Ltd, Level 47, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia	
設立根拠等	オーストラリア法に基づくユニット・トラストとして設立されました。	
組成目的	集団投資スキーム	
組成日	2004年3月11日	
出資の総額	～230百万豪ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	オーストラリア及びオフショアにおけるホールセール投資家及び機関投資家 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	投資運用会社は、Regal Funds Management Pty Ltdが務めています。
	所在地	C/O Regal Funds Management Pty Ltd, Level 47, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney NSW 2000, Australia
	代表者の役職・氏名	Phil King
	事業内容	投資運用会社
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ザンベジ・アブソリュート・リターン・ファンド	
所在地	C/O Mourant Ozannes Corporate Services (Cayman) Limited, 94 Solaris Avenue, Camana Bay, P. O. Box 1348, Grand Cayman KY1- 1108, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく有限会社として設立されました。	
組成目的	集団投資スキーム	
組成日	2007年7月17日	
出資の総額	～250百万米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	オーストラリア及びオフショアにおけるホールセール投資家及び機関投資家その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ザ・セガンティ・アジア・パシフィック・エクイティ・マルチ・ストラテジー・ファンド	
所在地	Floor 4, Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-1104	
設立根拠等	ケイマン諸島の有限責任会社として設立されました。	
組成目的	投資ファンドとして設立されました。	
組成日	2007年11月5日	
出資の総額	2017年10月31日現在、2,336,932,478.62米ドルの純資産を有しております。	
出資者・出資比率・出資者の概要	主たる投資家はグローバルな機関投資家（年金基金、基金および金融機関を含みます。）です。 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	セガンティ・キャピタル・マネージメント・リミテッド（投資助言会社）
	所在地	21st Floor, 100 QRC, 100 Queen's Road Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	投資運用会社として設立され、香港証券先物委員会から投資運用業務の免許を取得しております。
	資本金	5,500,001 香港ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	コンパス・オフショア・エスエイヴィⅡピーシーシー・リミテッド	
所在地	Trafalgar Court, Les Banques, St. Peter Port, Guernsey GY1 3QL	
設立根拠等	チャンネル諸島のガーンジー法に基づき保護セル会社として設立されました。	
組成目的	投資ファンドとして設立されました。	
組成日	2004年12月3日	
出資の総額	2017年10月31日現在、割当予定先は450,000,000米ドルの純資産を有しております。	
出資者・出資比率・出資者の概要	主たる投資家は機関投資ファンド（年金基金を含みます。）です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	セガンティ・キャピタル・マネージメント・リミテッド（投資助言会社）
	所在地	21st Floor, 100 QRC, 100 Queen's Road Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	投資運用会社として設立され、香港証券先物委員会から投資運用業務の免許を取得しております。
	資本金	5,500,001 香港ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	センリガン・マスター・ファンド	
所在地	c/o Senrigan Capital Group Limited 11FL LHT Tower, 31 Queen's Road, Central, Hong Kong	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	投資運用のため	
組成日	2009年8月21日	
出資の総額	1,200百万米ドル（総資本）	
出資者・出資比率・出資者の概要	投資家A（資産運用管理会社） 10%超 投資家B（年金基金） 10%超 投資家C（年金基金） 10%超 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	センリガン・キャピタル・マネジメント・リミテッド
	所在地	PO Box 309, Ugland House Grand Cayman, KY1-1104
	代表者の役職・氏名	マネーロンダリング・リポーティング・オフィサー、Chris Nash
	事業内容	投資運用業
	資本金	10,000,000 ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	センリガン・ジャパン・マスター・ファンド	
所在地	c/o Senrigan Capital Group Limited 11FL LHT Tower, 31 Queen's Road, Central, Hong Kong	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づくリミテッド・パートナーシップ	
組成目的	投資運用のため	
組成日	2013年10月24日	
出資の総額	50百万米ドル（時価総額）	
出資者・出資比率・出資者の概要	投資家A（資産運用管理会社） 10%超 投資家B（年金基金） 10%超 投資家C（年金基金） 10%超 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	センリガン・キャピタル・マネジメント・リミテッド
	所在地	PO Box 309, Ugland House Grand Cayman, KY1-1104
	代表者の役職・氏名	マネーロンダリング・リポーティング・オフィサー、Chris Nash
	事業内容	投資運用業
	資本金	10,000,000 ドル
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	クオンタム・パートナーズ・エルピー ※	
所在地	c/o Walkers Corporate Limited Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づき設立された有限責任パートナーシップ	
組成目的	グローバル・マクロ投資	
組成日	2010年6月30日	
出資の総額	5十億米ドル超	
出資者・出資比率・出資者の概要	クオンタム・エマージング・グロース・パートナーズ・シーヴィー 出資比率：100%、出資者の概要：投資持株会社	
業務執行組合員の概要	名称	キューピー・ジーピー・エルエルシー
	所在地	The Corporation Trust Company, Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801
	代表者の役職・氏名	代理人、Thomas L. O'Grady
	事業内容	プライベート投資ファンドの業務執行組合員を務めております。
	資本金	クオンタム・パートナーズ・エルピーの純資産価額の0.2%
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	サード・ポイント・オフショア・マスター・ファンド・エルピー	
所在地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road George Town, Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく特例リミテッド・パートナーシップ	
組成目的	顧客資産の投資運用	
組成日	2008年12月10日	
出資の総額	7.6十億米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	サード・ポイント・オフショア・ファンド・リミテッド その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	サード・ポイント・アドバイザーズⅡエルエルシー
	所在地	390 Park Avenue New York, NY 10022 USA
	代表者の役職・氏名	最高財務責任者、Mendy Haas
	事業内容	顧客資産の投資運用
	資本金	2016年11月1日付リミテッド・パートナーシップ契約に基づき秘密事項となっております。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	サード・ポイント・ウルトラ・マスター・ファンド・エルピー	
所在地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road George Town, Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく特例リミテッド・パートナーシップ	
組成目的	顧客資産の投資運用	
組成日	2008年11月24日	
出資の総額	3.6十億米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	サード・ポイント・ウルトラ・リミテッド その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	サード・ポイント・アドバイザーズⅡエルエルシー
	所在地	390 Park Avenue New York, NY 10022 USA
	代表者の役職・氏名	最高財務責任者、Mendy Haas
	事業内容	顧客資産の投資運用
	資本金	2016年11月1日付リミテッド・パートナーシップ契約に基づき秘密事項となっております。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	サード・ポイント・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド	
所在地	The Waterfront, Chesney House 96 Pitts Bay Road, Pembroke, Bermuda, HM08	
設立根拠等	バミューダ法に基づく特例会社	
組成目的	再保険	
組成日	2011年10月6日	
出資の総額	2.3十億米ドル	
出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	サード・ポイント・アドバイザーズ・エルエルシー
	所在地	390 Park Avenue New York, NY 10022 USA
	代表者の役職・氏名	最高財務責任者、Mendy Haas
	事業内容	顧客資産の投資運用
	資本金	2016年6月22日付ジョイントベンチャー契約に基づき秘密事項となっております。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ティーティー・インターナショナル・ファンド・リミテッド	
所在地	C/O Harneys Corporate Services Limited, Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, BVI	
設立根拠等	英領ヴァージン諸島オープンエンド型投資会社	
組成目的	投資ファンド	
組成日	1989年7月21日	
出資の総額	171,826,205米ドル(2017年10月31日現在)	
出資者・出資比率・出資者の概要	機関投資家、年金基金、基金 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ティーティー・イベント・ドリブン・ファンド・セグリゲイテッド・ポートフォリオ	
所在地	Avalon Trust & Corporate Services Ltd., Landmark Square, 1st Floor, 64 Earth Close, PO Box 715, Grand Cayman KY1-1107, Cayman Islands	
設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社	
組成目的	投資ファンド	
組成日	2015年9月3日	
出資の総額	142,859,615米ドル(2017年10月31日現在)	
出資者・出資比率・出資者の概要	機関投資家、年金基金および基金 その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

名称	ユービーエス・アセット・マネジメント(香港)リミテッド	
所在地	43-52/F, Two International Finance Center, 8 Finance Street, Hong Kong	
日本における代表者の内容	氏名	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	連絡先	該当事項はありません。
	代表者の氏名及び役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
設立根拠等	香港法に基づき有限会社として設立	
組成目的	資産運用のため	
組成日	1992年4月9日	
出資の総額	ユービーエス・アセット・マネジメント(香港)リミテッドは、ユービーエス・アセット・マネジメント・アーゲーの完全子会社です。その他の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。	
出資者・出資比率・出資者の概要	ユービーエス・アセット・マネジメント・アーゲー 100%	
業務執行組合員の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
国内代理人の概要	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
	資本金	該当事項はありません。
当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との関係	該当事項はありません。

※ 割当予定先の名称は同一ですが、実質的受益者が異なります。

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。

(別紙3)

株式会社東芝
普通株式発行要項

1. 募集株式の種類
当社普通株式
2. 募集株式の数
2,283,105,000 株
3. 払込金額
1 株につき 262.8 円
4. 払込金額の総額
599,999,994,000 円
5. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額
増加する資本金の額 299,999,997,000 円
増加する資本準備金の額 299,999,997,000 円
6. 払込期間
2017 年 12 月 5 日から 2017 年 12 月 8 日

この文書は、当社の新株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外におけるいかなる投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものでもありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国人に対する証券の募集又は勧誘は行われません。